

恵庭市監査委員告示第7号
令和2年3月26日

令和元年度定期監査の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した、令和元年度定期監査（10月分）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北林



恵庭市監査委員 川原光男



区分	所管課等	監査の結果	措置状況
令和元年度定期監査（10月分）	基地・防災課 R1.10.28 監査 R2.3.10 報告	《指導事項》 防災会議の委員報酬の支払いが遅延していることから、適切に事務処理されたい。	会議開催後、速やかに執行するよう努める。
	管財・契約課 R1.10.15 監査 R1.11.26 報告	《指導事項》 土地の貸付について、歳入科目に誤りがあることから、行政財産・普通財産を明確にし、適切に事務処理されたい。	今後、土地の貸付にあたっては、行政財産・普通財産のチェックを徹底し、同様なミスの再発防止に努める。
	広報課 R1.10.15 監査 R1.11.27 報告	《指導事項》 委託契約の予定価格が配当予算を超過する場合、予算を確保してから契約事務を進めよう適切に事務処理されたい。	予定価格が配当予算を超過する場合においては、流用により予算確保のうえ、適正に事務処理を執り行うよう徹底する。